

与謝野町土木工事週休2日制工事試行要領

(趣旨)

- 1 本要領は、与謝野町が発注する土木工事において、週休2日制を試行するために必要な事項を定めたものである。

(目的)

- 2 建設業における労働者の健康増進やワークライフバランスの改善、将来の担い手確保のために、週休2日制工事の取り組みにより、休日数を増やし、より働きやすい環境づくりを行っていくことを目的とする。

(試行のタイプ)

- 3 週休2日制の試行に係るタイプは、発注者が週休2日に取り組むことを指定する「発注者指定方式」、もしくは、受注者が工事着手前に発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議したうえで取り組む「受注者希望方式」とする。

なお、営繕工事等においては、一つの工事現場で複数の工事が分離発注される場合は、全ての工事について同一の方式を選択する。

(試行対象工事)

- 4 原則、与謝野町が入札を執行し発注する全ての土木工事を週休2日制工事の対象とする。ただし、以下のいずれかに該当する工事は、本要領の対象外とする。
 - (1) 通年維持工事や緊急対応工事等の工事
 - (2) 下水道工事（国土交通省土木工事標準積算基準の積算体系により積算したものを除く）
 - (3) 災害復旧工事や供用関連工事等の社会的要請等により早期の完成が望まれる工事
 - (4) 出水期における河川区域内工事等で作業時間の制約が厳しい工事
 - (5) 当初設計において、標準工期の確保が困難な工事
 - (6) その他、発注機関の長が週休2日制工事になじまないと判断した工事

(用語の定義)

- 5 本要領における用語の定義は次のとおりとする。

(1) 土木工事

河川工事、海岸工事、砂防工事、ダム工事、道路工事、下水道工事、公園工事、港湾工事、水道工事、機械設備工事、その他これらに類する工事をいう。

(2) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

なお、雨天や降雪時等による現場閉所・災害応急対応等・異常気象時等における安全パトロール及び現場見学会等の行為日数も現場閉所日に含むものとする。

(4) 現場着手日

工事施工範囲内で何らかの作業に着手した日をいう。準備期間内における調査、測量、現場事務所等の設置等の準備作業を含む。

(5) 現場終了日

工事施工範囲内で全ての作業が終了した日をいう。後片付け期間は含まない。

(6) 後片付け期間

工事の全部又は一部の完成に際して、一切の受注者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付けかつ撤去し、現場及び工事に係る部分を清掃し、かつ整然とした状態にするために要する期間をいう。

(7) 施工に必要な期間

現場着手日から現場終了日までをいう。ただし、後片付け期間及び以下の日数は施工に必要な期間から除くものとする。

ア 年末年始（12月29日～1月3日）及び夏季休暇（8月14日～8月16日）

イ 工場製作のみの日数

ウ 工事事務による不稼働日数

エ 受注者の責によらず休工又は現場作業を余儀なくされる日数

オ 工事の全面中止日数

(8) 月単位の週休2日（4週8休以上）

施工に必要な期間内の全ての月で、月毎の土曜日及び日曜日の合計日数以上に現場閉所された状態をいう。

(9) 通期の週休2日（4週8休以上）

施工に必要な期間内で現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日／28日）以上の水準の状態をいう。現場閉所率は小数点第2位以下を切り捨てとする。

（試行方法）

6 試行方法は次のとおりとする。

(1) 発注者は、入札段階で特記仕様書に週休2日制工事であることを明記する。（別紙参照）

なお、当初発注時点において、現場閉所による週休2日の対象外とする期間がある場合は、対象外とする作業と期間を設計図書に明示するものとする。

(2) 受注者は契約後、本要領に基づき週休2日を実施する場合は、週休2日を反映した工程を計画し、現場閉所日が確認できるよう施工計画書に記載し提出することとする。

(3) 工事契約後、施工に必要な期間としていた期間において、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、受発注者間で協議し、現場閉所による週休2日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。ただし、現場閉所による週休2日の対象外とする期間は災害対応等のやむを得ない期間に限定すること。やむを得ず現場閉所による週休2日の対象外とする期間を設定する場合は、必要最小限の期間とするものとする。また、現場閉所による週休2日対象外期間においては、技術者及び技能労働者が交替しながら個別に4週8休に取り組めるよう、休日確保に努めるものとする。

(4) 受注者は、月毎の現場閉所日数及び達成状況を工事履行報告書の備考欄へ記載するものとし、週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析の上、改善に取り組むものとする。

(5) 受注者は、予定していた現場閉所日を変更する場合は、事前に監督員へ連絡すること。ただし、天候不良等のやむを得ない事情により急遽、現場閉所した場合はこの限りでない。

(6) 受注者は、週休2日の取り組みにあたり、工期や契約金額等について下請業者へのしわ寄せが生じることがないように、下請業者に対して必要な情報を提供するとともに、協力を求めるものとする。

(確認方法)

7 確認方法は次のとおりとする。

(1) 受注者は、現場終了日以降、工事完成届を提出する日までに、現場閉所日数が確認できる資料（任意様式。閉所実績が記載された工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等。）を「工事打合せ簿」による報告とあわせて監督員に提示すること。

なお、「工事打合せ簿」には現場閉所日数の割合等を記載すること。

(2) 発注者は、提示された資料により現場閉所日数の割合等を確認する。

(補正係数)

8 週休2日の実施の状況に応じた補正係数は以下のとおりとする。

なお、市場単価及び土木工事標準単価の補正は「(参考資料) 週休2日制工事に係る経費の補正について」によるものとする。

【土木工事（治山林道工事及び農業農村整備工事を除く）】

現場閉所の状況	月単位の週休2日 (4週8休以上)	通期の週休2日 (4週8休以上)
労 務 費	1.04	1.02
機 械 賃 料	1.02	1.02
共 通 仮 設 費 率	1.03	1.02
現 場 管 理 費 率	1.05	1.03

【治山林道工事】

現場閉所の状況	月単位の週休2日 (4週8休以上)	通期の週休2日 (4週8休以上)
労 務 費	補正しない	1.05
機 械 賃 料		1.04
共 通 仮 設 費 率		1.04
現 場 管 理 費 率		1.06

【農業農村整備工事】

現場閉所の状況	月単位の週休2日 (4週8休以上)	通期の週休2日 (4週8休以上)
労 務 費	補正しない	1.02
機 械 賃 料		1.02
共 通 仮 設 費 率		1.02
現 場 管 理 費 率		1.05

(補正方法)

9 週休2日制工事における経費の補正方法は次のとおりとする。

(1) 発注者指定方式

月単価の週休2日を達成した場合の補正係数（治山林道工事、農業農村整備工事の場合は通期の週休2日の補正係数）を各経費に乗じた上で、予定価格を作成することとし、現場終了後に提出された資料によ

り現場閉所日数の割合等を確認し、現場閉所を行ったと認められない場合は、次のとおりとする。

① 土木工事（治山林道工事及び農業農村整備工事を除く）

月単位の週休２日の現場閉所を行ったと認められない場合は、現場閉所率に応じて、次のとおり、精算時にそれぞれの経費に補正係数を乗じて、請負代金額を減額変更するものとする。

ア 通期の週休２日を達成した場合は、各経費に乗算する補正係数を通期の週休２日制を達成した場合の補正係数に変更するものとする。

イ 通期の週休２日の現場閉所を行ったと認められない場合は、各経費に乗算する補正係数を1.00に変更するものとする。

② 治山林道工事及び農業農村整備工事

通期の週休２日の現場閉所を行ったと認められない場合は、精算時にそれぞれの経費に1.00を乗じて、請負代金額を減額変更するものとする。

（２）受注者希望方式

予定価格については、本要領に基づく補正を行わないこととし、現場終了後に提出された資料により現場閉所日数の割合等を確認し、現場閉所を行ったと認められた場合に、本要領に基づき、現場閉所率に応じて、精算時にそれぞれの経費に補正係数を乗じて請負代金額を増額変更する。

（工事成績評定）

1 0 週休２日（４週８休以上）の現場閉所を行ったと認められる工事については、工事成績評定の「工程管理」で評価するとともに「創意工夫」で加点を行う。

なお、週休２日（４週８休以上）の現場閉所を行ったと認められない場合においても、工事成績評定で減点は行わない。

（その他）

1 1 受注者は、週休２日の実施に取り組まなかった、または現場閉所率が一定未満であった場合、工事打合簿によりその理由を監督員に報告する。

附 則

この要領は、令和６年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和６年１０月８日から施行する。

《特記仕様書の記載例》

【発注者指定方式】

(週休2日制工事について) 発注者指定方式

- 1 本工事は、受発注者双方が工程調整を綿密に行い、月単位の週休2日を確保できるよう工事を実施する週休2日制工事である。
- 2 週休2日制工事の実施は、「与謝野町土木工事週休2日制工事実施要領」に基づき実施すること。
- 3 実施にあたっては、建設現場における環境整備のため、月単位の週休2日が確実に確保できるよう受発注者間で工程を調整し、施工計画を作成するなどの取組みを行うこと。
なお、現月単位の週休2日の現場閉所を行ったと認められない場合は、工事打合簿によりその理由を監督員に報告すること。
- 4 予定価格には月単位の週休2日制を達成した場合の補正係数を各経費に乗じているが、月単位の週休2日の現場閉所を行ったと認められない場合は、現場閉所率に応じて、次のとおり、精算時にそれぞれの経費に補正係数を乗じて、請負代金額を減額変更するものとする。
ア 通期の週休2日を達成した場合は、各経費に乗算する補正係数を通期の週休2日制を達成した場合の補正係数に変更するものとする。
イ 通期の週休2日の現場閉所を行ったと認められない場合は、各経費に乗算する補正係数を1.00に変更するものとする。
- 5 毎月の現場閉所数及び達成状況を工事履行報告書の備考欄へ記載すること。
- 6 月単位の週休2日を達成したと認められた場合、成績評価において加点する。

[注] 治山林道工事、農業農村整備工事の発注に際しては、「月単位の週休2日」を「通期の週休2日」とし、4のアを削除する。

【受注者希望方式】

(週休2日制工事について) 受注者希望方式

- 1 本工事は、契約後に受注者からの提案・協議により、受発注者双方が工程調整を綿密に行い、現場の週休2日を確保できるよう工事を実施する週休2日制対象工事である。
- 2 週休2日制工事の実施は、「与謝野町土木工事週休2日制工事実施要領」に基づき実施すること。
- 3 実施にあたっては、建設現場における環境整備のため、月単位の週休2日が確実に確保できるよう受発注者間で工程を調整し、施工計画を作成するなどの取組みを行うこと。
なお、現月単位の週休2日の現場閉所を行ったと認められない場合は、工事打合簿によりその理由を監督員に報告すること。
- 4 本工事は、予定価格については、週休2日の補正は行わないこととし、現場終了後に提出された資料により現場閉所日数の割合等を確認し、現場閉所を行ったと認められた場合に、本要領に基づき、現場閉所率に応じて、精算時にそれぞれの経費に補正係数を乗じて請負代金額を増額変更する。
- 5 毎月の現場閉所数及び達成状況を工事履行報告書の備考欄へ記載すること。
- 6 月単位の週休2日を達成したと認められた場合、成績評価において加点する。

[注] 治山林道工事、農業農村整備工事の発注に際しては、「月単位の週休2日」を「通期の週休2日」とする。

◆月単位と通期の計算例（現場閉所）

月単位の週休2日と通期の週休2日の現場閉所の計算例は以下のとおり。
現場閉所が確認できる資料は任意様式であるが、視覚的に見やすいよう作成すること。

例) 施工に必要な期間が令和6年10月30日～令和7年1月27日とし、以下の工程を想定

凡例	現場閉所した日
	作業した日

◆令和6年11月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

◆令和6年11月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

◆令和6年12月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

◆令和7年1月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

1	施工に必要な期間	2
2	1の内、土日の数	0
3	1の内、現場閉所した日数	0

1	施工に必要な期間	30
2	1の内、土日の数	9
3	1の内、現場閉所した日数	8

1	施工に必要な期間	28
2	1の内、土日の数	8
3	1の内、現場閉所した日数	8

1	施工に必要な期間	24
2	1の内、土日の数	8
3	1の内、現場閉所した日数	8

合計	84
合計	25
合計	24

【月単位の現場閉所】

全ての月で月毎の土曜日日曜日の合計日数以上に現場閉所されていれば、月単位の現場閉所補正を行う。
1ヶ月でも未達があれば通期の現場閉所の達成確認を行う。

令和6年10月 土日の合計(=閉所が必要な日数)：0日 閉所した日数0日 → **【達成】**
令和6年11月 土日の合計(=閉所が必要な日数)：9日 閉所した日数8日 → **【不達成】**
令和6年12月 土日の合計(=閉所が必要な日数)：8日 閉所した日数8日 → **【達成】**
令和7年1月 土日の合計(=閉所が必要な日数)：8日 閉所した日数8日 → **【達成】**
※12月29日～1月3日は施工に必要な期間から除く。土日としてもカウントしない。

11月が未達成であったため、**【月単位の週休2日未達成】**

⇒月単位の週休2日が未達成であった場合は、通期の現場閉所の達成を確認する。

(月単位の週休2日が達成していれば通期を確認する必要はありません。)

【通期の現場閉所】

施工に必要な日数は84日
現場閉所日数は24日
現場閉所率→24日÷84日×100%=28.5714→28.5%≥28.5% ⇒ **【通期の週休2日達成】**
(少数点第2位以下を切り捨て)

(参考資料)
週休 2 日制工事に係る経費の補正について

令和 6 年 10 月

与謝野町

目 次

1. 趣旨	1
2. 労務費	1
労務調整係数を用いた割増について	1
労務単価補正（昼間）	4
労務調整係数による補正	5
3. 機械賃料	7
昼間（夜間割増無し）	8
夜間割増有り	9
4. 市場単価・土木工事標準単価	10
5. 施工パッケージ型積算方式の積算単価	16
6. 間接工事費における週休2日の補正の計算	19

1. 趣旨

「与謝野町土木工事週休2日制工事試行要領」に定める対象工事について、それぞれの経費に補正係数を乗じる計算方法を定める。

2. 労務費

週休2日の補正を行う場合、労務単価について週休2日の補正係数を乗じた補正済み単価を算出する。週休2日の補正と「夜間工事による労務単価の割増」を同時に適用する場合、補正単価は以下の式により算出する。

備考1) 補正対象は公共工事設計労務単価(51種)および電気通信技術者、電気通信技術員、機械設備据付工とする。

備考2) 労務費などの構成が明らかとなっていない見積単価等については、補正の対象としない。

(補正式)

■「夜間工事による労務単価の割増」が**労務調整係数を用いた割増**の場合

$$\begin{aligned} \text{補正済み単価} = & \{ \text{労務単価} \times \text{割増対象賃金比} \times \text{労務調整係数} \\ & + (\text{労務単価} - \text{労務単価} \times \text{割増対象賃金比}) \\ & \times (1 + 0.0625 \times \text{超過時間2}) \times 8 \div (8 + \text{超過時間1}) \} \\ & \times \text{週休2日の補正係数} \end{aligned}$$

■「夜間工事による労務単価の割増」が**一括割増**の場合

$$\text{補正済み単価} = (\text{労務単価} \times \text{一括割増率}) \times \text{週休2日の補正係数}$$

【補足説明：「労務調整係数を用いた割増」について】

説明1. 労務調整係数

積算上での労務単価は人日(8h)として計上している。その為、割り増し(残業)分を含めた実労働時間が労務単価(所定労働時間)の時間にて何時間になるか計算し、実労働時間の時間にて時給を均し労務単価(所定労働時間)の時給の何倍になるか算出したものが労務調整係数となる。

労務調整係数を使用した単価補正の計算式は以下となる。

$$\begin{aligned} \text{補正単価} = & \text{労務単価} \times \text{労務構成比} \times \text{労務調整係数} \\ & \boxed{\text{割増対象分}} \\ & + (\text{労務単価} - \text{労務単価} \times \text{労務構成比}) \times (1 + (0.5 \div 8) \times \text{超過時間2}) \\ & \times 8 \div (8 + \text{超過時間1}) \\ & \boxed{\text{超過勤務時間を加味した割増対象外分}} \end{aligned}$$

※以降の計算例において、(0.5 ÷ 8)は計算済みの値(0.0625)と示す。

説明 2. 超過時間

「超過時間 1」および「超過時間 2」はそれぞれ以下の内容を示す。

超過時間 1：所定労働時間外の超過時間（時間外）

超過時間 2：所定労働時間内の 20 時～6 時にかかる時間

例えば、実労働時間が以下の場合、超過時間 1 は 4.5 h、超過時間 2 は 6 h となる。

1.0	1.5		1.5	1.5 α	1.25 α		1.25 α
18	20	22	24	2	4	6	8
所定労働 時間(2)	所定労働時間(6)+ 1 深夜割増			時間外 深夜割増	時間外+ 0.5		
2 h	6 h			2 h	2.5 h		
超過時間 2 (深夜割増)				超過時間 1 (時間外+深夜割増) (時間外)			

労務費の補正済み単価の端数処理は以下の内容とする。

「夜間工事による労務単価の割増」などによる補正

- ・「夜間工事による労務単価の割増」が労務調整係数を用いた割増の場合

$$\begin{aligned} \text{①補正済み単価} &= (\text{労務単価} \times \text{割増対象賃金比} \times \text{労務調整係数} \\ &\quad + (\text{労務単価} - \text{労務単価} \times \text{割増対象賃金比}) \\ &\quad \times (1 + 0.0625 \times \text{超過時間2}) \times 8 \div (8 + \text{超過時間1}) \\ &\quad) \times \text{週休2日の補正係数} \end{aligned}$$

- ・「夜間工事による労務単価の割増」が一括割増の場合

$$\text{②補正済み単価} = (\text{労務単価} \times \text{一括割増率}) \times \text{週休2日の補正係数}$$

- ・除雪工労務単価補正の場合

$$\text{③補正済み単価} = (\text{労務単価} \times \text{構成比} \times \text{労務費調整係数}) \times \text{週休2日の補正係数}$$

週休2日の補正無し※現状の端数処理	週休2日の補正あり
①または②または③の補正式で計算した値に対し、 <u>円未満切捨ての端数処理</u> を行う。	①または②または③の補正式で計算した値に対し週休2日の補正係数を適用したあと、 <u>円未満切捨ての端数処理</u> を行う。

労務費の補正について以下の労務を用いて計算例を示す。

名称 : 普通作業員

単価 : 21,600

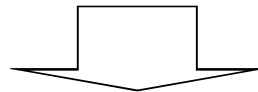
割増対象賃金比 : 0.867

※上の例は仮想の単価

1) 労務単価補正 (昼間)

他の労務単価補正を行っていない状態から週休2日の補正 (4週8休以上) をおこなう場合を示す。

No	名 称 ・ 規 格	単 位	数 量	単 価
1	普通作業員	人	1	21,600



↓ 1.05倍 (仮想)

No	名 称 ・ 規 格	単 位	数 量	単 価
1	普通作業員 (週休2日補正後)	人	1	22,680

$$\begin{aligned}\text{週休2日の補正後単価} &= \text{補正前単価} \times \text{週休2日の補正係数} \\ &= 21,600 \times 1.05 \\ &= 22,680 \quad \text{※小数点以下切り捨て}\end{aligned}$$

2) 労務調整係数による補正

労務調整係数による労務単価補正をおこなっている状態から週休2日の補正（4週8休以上）をおこなう場合を示す。

1.0	1.5		1.5	1.5α	1.25α		1.25α
18	20	22	24	2	4	6	8
所定労働時間(2)	所定労働時間(6)+1 深夜割増			時間外 深夜割増	時間外+0.5		
2 h	6 h			2 h	2.5 h		

超過時間1、超過時間2は以下となる。

超過時間1：4.5h

超過時間2：6h

また、上の場合の労務調整係数の算出結果は以下となる。

- ① 18:00～20:00 (2h) $2 \times 1.0 = 2$ (所定労働時間)
- ② 20:00～3:00 (6h) $6 \times 1.5 = 9$ (所定労働時間) (深夜割増し)
- ③ 3:00～5:00 (2h) $2 \times 1.5 = 3$ (時間外) (深夜割増し)
- ④ 5:00～8:00 (2.5h) $2.5 \times 1.25 = 3.125$ (時間外)

$$(\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④}) \div (2+6+2+2.5) \text{ 時間} = 1.37 \text{ (労務調整係数)}$$

No	名 称 ・ 規 格	単 位	数 量	単 価
1	普通作業員	人	1	28,184

$$\begin{aligned}
 \text{労務調整係数の補正後単価} &= \text{労務単価} \times \text{割増対象賃金比} \times \text{労務調整係数} \\
 &\quad + (\text{労務単価} - \text{労務単価} \times \text{割増対象賃金比}) \\
 &\quad \times (1 + 0.0625 \times \text{超過時間2}) \times 8 \div (8 + \text{超過時間1}) \\
 &= 21,600 \times 0.867 \times 1.37 \\
 &\quad + (21,600 - 21,600 \times 0.867) \times (1 + 0.0625 \times 6) \\
 &\quad \times 8 \div (8 + 4.5) \\
 &= 28,184 \quad \text{※小数点以下切り捨て}
 \end{aligned}$$



↓ 1.05 倍 (仮想)

No	名 称 ・ 規 格	単 位	数 量	単 価
1	普通作業員 (週休 2 日補正後)	人	1	29,593

労務調整係数の補正及び

$$\begin{aligned}
 \text{週休 2 日の補正後単価} &= (\text{労務単価} \times \text{割増対象賃金比} \times \text{労務調整係数} \\
 &\quad + (\text{労務単価} - \text{労務単価} \times \text{割増対象賃金比}) \\
 &\quad \times (1 + 0.0625 \times \text{超過時間 2}) \times 8 \div (8 + \text{超過時間 1}) \\
 &\quad) \times \text{週休 2 日の補正係数} \\
 &= (21,600 \times 0.867 \times 1.37 \\
 &\quad + (21,600 - 21,600 \times 0.867) \times (1 + 0.0625 \times 6) \\
 &\quad \times 8 \div (8 + 4.5) \\
 &\quad) \times \underline{1.05} \\
 &= 29,593 \quad \text{※小数点以下切り捨て}
 \end{aligned}$$

3. 機械賃料

機械賃料について週休2日の補正係数を乗じた補正済み単価を算出する。

機械賃料には「夜間割増」による単価の補正がある。週休2日の補正と「夜間割増」を同時に適用する場合、補正単価は以下の式により算出する。

(補正式)

$$\text{補正後の機械賃料} = \{ \text{機械賃料} \times (1 + \text{夜間割増}) \} \times \underline{\text{週休2日の補正係数}}$$

機械賃料の補正済み単価の端数処理は、有効3桁止め（4桁目四捨五入）とする。

機械賃料の補正について以下の機械賃料を用いて計算例を示す。

名称 : トラッククレーン [油圧伸縮ジブ型]
 規格 : 4. 9 t 吊
 単価 : 30,800
 ※長期割引補正済み単価

1) 昼間（夜間割増無し）

夜間割増をおこなっていない状態から週休2日の補正（4週8休以上）をおこなう場合を示す。

No	名 称 ・ 規 格	単 位	数 量	単 価
1	トラッククレーン [油圧伸縮ジブ型] 4. 9 t 吊	日	1	30,800



↓ 1. 0 4 倍（仮想）

No	名 称 ・ 規 格	単 位	数 量	単 価
1	トラッククレーン [油圧伸縮ジブ型] 4. 9 t 吊 （週休2日補正後）	日	1	32,000

$$\begin{aligned}
 \text{週休2日の補正後単価} &= \text{補正前単価} \times \text{週休2日の補正係数} \\
 &= 30,800 \times \underline{1.04} \\
 &= 32,032 \\
 &= 32,000 \quad \text{※有効 3 桁 4 桁目四捨五入}
 \end{aligned}$$

2) 夜間割増有り

夜間割増をおこなっている状態から週休2日の補正（4週8休以上）をおこなう場合を示す。

No	名 称 ・ 規 格	単 位	数 量	単 価
1	トラッククレーン [油圧伸縮ジブ型] 4. 9 t 吊	日	1	35,400

$$\begin{aligned}
 \text{夜間割増後単価} &= \text{補正前単価} \times (1 + \text{夜間割増補正值}) \\
 &= 30,800 \times (1 + 0.15) \\
 &= 35,420 \\
 &= 35,400 \quad \text{※有効 3 桁 4 桁目四捨五入}
 \end{aligned}$$



↓ 1. 0 4 倍 (仮想)

No	名 称 ・ 規 格	単 位	数 量	単 価
1	トラッククレーン [油圧伸縮ジブ型] 4. 9 t 吊 (夜間割増・週休2日補正後)	日	1	36,800

$$\begin{aligned}
 \text{週休2日の補正後単価} &= (\text{補正前単価} \times (1 + \text{夜間割増補正值}) \\
 &\quad) \times \text{週休2日の補正係数} \\
 &= (30,800 \times (1 + 0.15) \\
 &\quad) \times 1.04 \\
 &= 36,836.8 \\
 &= 36,800 \quad \text{※有効 3 桁 4 桁目四捨五入}
 \end{aligned}$$

4. 市場単価・土木工事標準単価

市場単価及び土木工事標準単価について週休2日の補正係数を乗じた補正済み単価を算出する。

(補正式)

市場単価 : 週休2日補正後の市場単価 = 市場単価 × 週休2日の補正係数

土木工事標準単価 : 週休2日補正後の土木工事標準単価 = 土木工事標準単価 × 週休2日の補正係数

週休2日の補正の種類により、市場単価に乗じる週休2日の補正係数は以下とする。

名称	区分	補正係数			
		現場閉所		交替制	
		通期	月単位	通期	月単位
鉄筋工		1.02	1.04	1.02	1.04
ガス圧接工		1.02	1.03	1.02	1.03
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.01	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.01	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02	1.04	1.02	1.04
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01	1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.02	1.01	1.02
道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.00	1.00
	撤去・移設	1.02	1.03	1.01	1.03
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
法面工		1.01	1.02	1.01	1.02
吹付砕工		1.01	1.03	1.01	1.03
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.02	1.03	1.01	1.03
道路植栽工	植樹	1.02	1.04	1.02	1.04
	剪定	1.02	1.04	1.02	1.04
公園植栽工		1.02	1.04	1.02	1.04
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.02	1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.04	1.02	1.04
橋面防水工		1.01	1.01	1.01	1.01
薄層カラー舗装工		1.00	1.01	1.00	1.01

グレーピング工		1.00	1.01	1.00	1.01
軟弱地盤処理工		1.01	1.02	1.01	1.02
コンクリート表面処理工 (ウォータージェット工)		1.01	1.01	1.01	1.01

名称	区分	補正係数			
		現場閉所		交替制	
		通期	月単位	通期	月単位
硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.02	1.01	1.02
リブ付硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.02	1.01	1.02
砂基礎工	人力施行	1.02	1.04	1.02	1.04
	機械施行	1.02	1.04	1.02	1.04
碎石基礎工	人力施行	1.02	1.04	1.02	1.04
	機械施行	1.02	1.04	1.02	1.04
組立マンホール設置工		1.02	1.03	1.01	1.03
小型マンホール工		1.00	1.01	1.00	1.01
取付管およびます設置工	ます設置工	1.00	1.01	1.00	1.01
	取付管布設及び支管取付工	1.01	1.02	1.01	1.02

名称	区分	補正係数
		4週8休以上 月単位
底面工		1.03
マット工(アスファルトマット設置・ゴム系マット設置)		1.00
支保工		1.04
足場工		1.02
鉄筋工		1.04
吊鉄筋工		1.04
型枠工		1.03
コンクリート打設工	ポンプ車打設	1.04
	ポンプ車打設以外	1.04
止水板工		1.04
上蓋工		1.04
伸縮目地工		1.02
係船柱取付		1.04
防舷材取付		1.04
車止・縁金物取付		1.04
係船柱撤去		1.04

防舷材撤去		1.04
車止撤去		1.04
電気防食取付		1.04
防砂目地板取付工(陸上施工)		1.04
防砂目地板取付工(水中施工)		1.03
吸出し防止工(陸上施工・海上施工)		1.03
港湾構造物塗装工(係船柱・車止・縁金物)		1.03
ペトロラタム被覆		1.04
現場鋼材溶接・切断工(陸上施工・海上施工)		1.04
現場鋼材溶接・切断工(水中施工)		1.04
かき落とし工		1.04
汚濁防止膜設置・撤去・移設		1.03
汚濁防止枠設置・撤去		1.02
灯浮標設置・撤去		1.03
汚濁防止膜保守管理	海上目視点検作業船あり・ 水中目視点検	1.01
	海上目視点検作業船なし	1.04
異形ブロック製作	型枠工	1.04
	コンクリート打設工	1.04
	異形ブロック製作 給熱養生	1.03

週休2日の補正の種類により、土木工事標準単価に乗じる週休2日補正係数は以下とする。

名称	区分	補正係数			
		現場閉所		交替制	
		通期	月単位	通期	月単位
区画線工		1.02	1.04	1.02	1.04
高視認性区画線工		1.02	1.04	1.02	1.04
橋梁塗装工		1.01	1.03	1.01	1.03
構造物とりこわし工	機械	1.02	1.03	1.01	1.03
	人力	1.02	1.04	1.02	1.04
コンクリートブロック積工		1.02	1.04	1.02	1.03
排水構造物工		1.02	1.04	1.02	1.03
鋼製排水溝設置工		1.02	1.04	1.02	1.04
表面被覆工(コンクリート保護塗装)	固定足場	1.01	1.02	1.01	1.02
	高所作業車	1.01	1.02	1.01	1.02
表面含浸工	固定足場	1.02	1.04	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04	1.02	1.03

連続繊維シート補強工	固定足場	1.02	1.04	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04	1.02	1.03
剥落防止工（アラミドメッシュ）	固定足場	1.02	1.04	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04	1.02	1.03
漏水対策材設置工	固定足場	1.02	1.04	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04	1.02	1.03
防草シート設置工		1.01	1.03	1.01	1.03
紫外線硬化型 FRP シート設置工（ポリエステル樹脂）	固定足場	1.01	1.02	1.01	1.02
	高所作業車	1.01	1.01	1.01	1.01
塗膜除去工		1.02	1.04	1.02	1.04
バキュームブラスト工		1.01	1.01	1.00	1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.01	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
仮設防護柵設置工（仮設ガードレール）		1.02	1.04	1.02	1.04
機械式継手工		1.02	1.04	1.02	1.04
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.02	1.03	1.01	1.02
ノンコーキング式コンクリートひび割れ誘発目地設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
FRP 製格子状パネル設置工		1.00	1.00	1.00	1.00
侵食防止用植生マット工（養生マット工）		1.02	1.04	1.02	1.04
支承金属溶射工		1.02	1.04	1.02	1.04
耐圧ポリエチレンリブ管（ハウエル管）設置工		1.02	1.03	1.02	1.03

【補足説明 1：「加算率・補正係数による割増」について】

市場単価・土木工事標準単価については施工条件により、加算率・補正係数による割増が適用される場合がある。

加算率・補正係数の種類は工種により異なるが、週休 2 日の補正と加算率・補正係数による割増を同時に適用する場合は以下の補正式で補正済み単価を算出する。

○港湾以外の工事における加算率・補正係数による割増の計算式

週休 2 日補正後の市場単価or土木工事標準単価×加算率・補正係数

○港湾工事における加算率・補正係数による割増の計算式

週休 2 日補正前の市場単価or土木工事標準単価×加算率・補正係数×週休 2 日補正

- ・週休 2 日補正後の単価の端数処理は少数点 3 位切り捨て、2 位止めとする。
- ・市場単価・土木工事標準単価の加算率・補正係数補正後の単価の端数処理は、小数点以下切り捨て 整数止め

とする。

土木工事市場単価の補正について以下の市場単価を用いて計算例を示す。

名称 : ガス圧接工
 規格 : 手動（半自動）・自動 D 1 9 + D 1 9
 単価 : 465

1) 加算率・補正係数による割増なし

週休2日の補正（4週8休以上）のみをおこなう場合を示す。

No	名 称 ・ 規 格	単 位	数 量	単 価
1	ガス圧接工 手動（半自動）・自動 D 1 9 + D 1 9	箇所	1	465



↓ 1.04倍（仮想）

No	名 称 ・ 規 格	単 位	数 量	単 価
1	ガス圧接工（週休2日補正後） 手動（半自動）・自動 D 1 9 + D 1 9	箇所	1	483.6

$$\begin{aligned}
 \text{週休2日の補正後単価} &= \text{補正前単価} \times \text{週休2日の補正係数} \\
 &= 465 \times 1.04 \\
 &= 483.6 \\
 &= 483.6 \quad \text{※小数点第3位切り捨て2位止め}
 \end{aligned}$$

2) 加算率・補正係数による割増あり

週休2日の補正（4週8休以上）をおこない、かつ加算率・補正係数による割増をおこなう場合を示す。

No	名 称 ・ 規 格	単 位	数 量	単 価
1	ガス圧接工 手動（半自動）・自動 D 1 9 + D 1 9	箇所	1	465



↓補正

No	名 称 ・ 規 格	単 位	数 量	単 価
1	ガス圧接工（夜間・週休2日補正後） 手動（半自動）・自動 D 1 9 + D 1 9	箇所	1	701

※加算率・補正係数による割増は、夜間作業補正の 1.45 を適用する場合とする。

$$\begin{aligned}
 \text{補正後単価} &= (\text{補正前単価} \times \text{週休2日の補正係数}) \times (\text{夜間作業補正係数}) \\
 &= (465 \times 1.04) \times 1.45 \\
 &= 483.6 \times 1.45 \quad \text{※小数点第3位切り捨て 2位止め} \\
 &= 701 \quad \text{※小数点以下切り捨て 整数止め}
 \end{aligned}$$

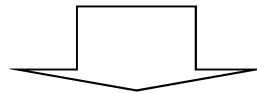
港湾工事市場単価の補正について以下の市場単価を用いて計算例を示す。

名称 : 係船柱塗装
 規格 : 新設・塗装（錆止）、塗装面積 5 m²未満
 単価 : 440

1) 加算率・補正係数による割増なし

週休 2 日の補正（4 週 8 休以上）のみをおこなう場合を示す。

No	名 称 ・ 規 格	単 位	数 量	単 価
1	係船柱塗装 新設・塗装（錆止）、塗装面積 5 m ² 以上	m ²	1	440



↓ 1.04 倍（仮想）

No	名 称 ・ 規 格	単 位	数 量	単 価
1	係船柱塗装（週休 2 日補正後） 新設・塗装（錆止）、塗装面積 5 m ² 以上	m ²	1	457.6

$$\begin{aligned}
 \text{週休 2 日の補正後単価} &= \text{補正前単価} \times \text{週休 2 日の補正係数} \\
 &= 440 \times 1.04 \\
 &= 457.6 \\
 &= 457.6 \quad \text{※小数点第 3 位切り捨て 2 位止め}
 \end{aligned}$$

2) 加算率・補正係数による割増あり

週休2日の補正（4週8休以上）をおこない、かつ加算率・補正係数による割増をおこなう場合を示す。

No	名 称 ・ 規 格	単 位	数 量	単 価
1	係船柱塗装 新設・塗装（錆止）、塗装面積 5 m ² 以上	m ²	1	440



↓補正

No	名 称 ・ 規 格	単 位	数 量	単 価
1	係船柱塗装（施工規模補正・週休2日補正後） 新設・塗装（錆止）、塗装面積 5 m ² 未満	m ²	1	549.12

※加算率・補正係数による割増は、施工規模による補正の 1.20 を適用する場合とする。

$$\begin{aligned}
 \text{補正後単価} &= (\text{補正前単価} \times \text{施工規模による補正係数}) \times \text{週休2日の補正係数} \\
 &= (440 \times 1.20) \times 1.04 \\
 &= 528 \times 1.04 \quad \text{※小数点以下切り捨て 整数止め} \\
 &= 549.12 \quad \text{※小数点第3位切り捨て 2位止め}
 \end{aligned}$$

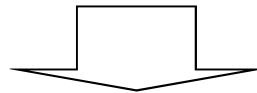
土木工事標準単価の補正について以下の土木工事標準単価を用いて計算例を示す。

名称 : 区画線工
 規格 : 溶融式・実線・15cm・時間的制約無・排水性
 単価 : 171.8 (週休2日補正後)

加算率・補正係数による割増あり

週休2日の補正（4週8休以上）をおこない、かつ加算率・補正係数による割増をおこなう場合を示す。

No	名 称 ・ 規 格	単 位	数 量	単 価
1	区画線工 (週休2日補正後) 溶融式・実線・15cm・時間的制約無	m	1	171.8



↓補正

No	名 称 ・ 規 格	単 位	数 量	単 価
1	区画線工 (排水性舗装補正・週休2日補正後) 溶融式・実線・15cm・時間的制約無 (4週8休)	箇所	1	180

※加算率・補正係数による割増は、排水性舗装補正の 1.05 を適用する場合とする。

$$\begin{aligned}
 \text{補正後単価} &= (\text{週休2日補正後の単価}) \times (\text{排水性舗装補正係数}) \\
 &= 171.8 \times 1.05 \\
 &= 180 \qquad \qquad \text{※小数点以下切り捨て 整数止め}
 \end{aligned}$$

5. 施工パッケージ型積算方式の積算単価

施工パッケージ積算単価P'を算出する際の補正式では、「各積算地区・積算年月における単価」に補正済みの労務費・機械賃料・市場単価を用いて算出する。

【各地方整備局等の積算地区・積算年月における単価】

- ・機械賃料：K1t'、K2t'、K3t' ※賃料のみ週休2日補正が適用される
- ・労務費：R1t'、R2t'、R3t'、R4t'
- ・市場単価、：S1t'
- ・構成比（%）：Kr、Rr、Zr、Sr

$$\begin{aligned}
 P' = P \times & \left\{ \left(\frac{K1r}{100} \times \frac{K1t'}{K1t} + \dots + \frac{K3r}{100} \times \frac{K3t'}{K3t} \right) \times \frac{Kr}{K1r + K2r + K3r} \right. \\
 & + \left(\frac{R1r}{100} \times \frac{R1t'}{R1t} + \dots + \frac{R4r}{100} \times \frac{R4t'}{R4t} \right) \times \frac{Rr}{R1r + R2r + R3r + R4r} \\
 & + \left(\frac{Z1r}{100} \times \frac{Z1t'}{Z1t} + \dots + \frac{Z4r}{100} \times \frac{Z4t'}{Z4t} \right) \times \frac{Zr}{Z1r + Z2r + Z3r + Z4r} \\
 & + \left(\frac{S1r}{100} \times \frac{S1t'}{S1t} \right) \times \frac{Sr}{S1r} \\
 & \left. + \frac{100 - Kr - Rr - Zr - Sr}{100} \right\}
 \end{aligned}$$

凡例



・・・週休2日の補正後の値

■週休2日の補正を適用した場合の施工パッケージ積算単価P'の計算例

【計算例】

- ・施工パッケージ名称：L型擁壁
- ・条 件 区 分：高炉 24-12-25(20)、鉄筋量 0.08t/m³ 以上 0.10t/m³ 未満
基礎砕石有り、均しコンクリート有、仮囲いジェットヒータ養生、
圧送管延長無し
- ・標 準 単 価：50,901 円

○L型擁壁の代表規格・構成比

	規格	構成比 (%)	東京 (円)	京都 (円)	補正対象
K		2.26	—	—	
K1	コンクリートポンプ車 [トラック架装・ブーム式] 圧送能力 90～110m ³ /h	1.24	51,800	51,800	
K2	業務用可搬型ヒータ [ジェットヒータ] [油だき・熱風・直火型] 熱出力 126MJ/h (30, 100kcal/h) 油種 灯油 (賃料)	0.31	747	715	○
K3	発動発電機 [ディーゼルエンジン駆動] 定格容量 (50/60Hz) 2.7/3kVA	0.20	416	416	
R		41.53	—	—	
R1	普通作業員	15.08	21,100	19,000	○
R2	型わく工	9.59	25,700	24,700	○
R3	土木一般世話役	3.38	24,600	23,500	○
R4	特殊作業員	0.95	24,200	21,500	○
Z		44.63	—	—	
Z1	生コンクリート 高炉 24-12-25 (20) W/C 55%	28.92	14,400	20,000	
Z2	鉄筋コンクリート用棒鋼SD345 D13	13.75	75,500	66,000	
Z3	灯油 白灯油 業務用 ミニローリー	1.36	70.5	73.7	
Z4	軽油 1. 2号 パトロール給油	0.52	117	119	
S	鉄筋工 加工・組立共 一般構造物	11.58	65,500	52,000	○

※機械単価、労務単価、材料単価、市場単価は仮想の単価とする。

- ・週休2日の補正：4週8休以上

○週休2日の補正後単価

上の表における「補正対象」について、補正後の単価を以下に示す。

	規格	① 補正值	② 京都 (円)	週休2日の 補正後単価 (①×②)	備考
K2	業務用可搬型ヒータ [ジェットヒータ] [油だき・熱風・直火型] 熱出力 126MJ/h (30, 100kcal/h) 油種 灯油 (賃料)	1.04	715	744	有効3桁 4桁目四捨五入
R1	普通作業員	1.05	19,000	19,950	小数点以下 切捨て
R2	型わく工	1.05	24,700	25,935	
R3	土木一般世話役	1.05	23,500	24,675	
R4	特殊作業員	1.05	21,500	22,575	
S	鉄筋工 加工・組立共 一般構造物	1.05	52,000	54,600	小数点第3位切 捨て2位止め

○積算単価P'

$$P' = 50901$$

$$\begin{aligned}
 & \times \left\{ \left(\frac{1.24}{100} \times \frac{51800}{51800} + \frac{0.31}{100} \times \frac{744}{747} + \frac{0.20}{100} \times \frac{416}{416} \right) \times \frac{2.26}{1.24 + 0.31 + 0.20} \right. \\
 & + \left(\frac{15.08}{100} \times \frac{19950}{21100} + \frac{9.59}{100} \times \frac{25935}{25700} + \frac{3.38}{100} \times \frac{24675}{24600} + \frac{0.95}{100} \times \frac{22575}{24200} \right) \times \frac{41.53}{15.08 + 9.59 + 3.38 + 0.95} \\
 & + \left(\frac{28.92}{100} \times \frac{20000}{14400} + \frac{13.75}{100} \times \frac{66000}{75500} + \frac{1.36}{100} \times \frac{73.7}{70.5} + \frac{0.52}{100} \times \frac{119}{117} \right) \times \frac{44.63}{28.92 + 13.75 + 1.36 + 0.52} \\
 & + \left(\frac{11.58}{100} \times \frac{54600}{65500} \right) \times \frac{11.58}{11.58} \\
 & \left. + \frac{100 - 2.26 - 41.53 - 44.63 - 11.58}{100} \right\} = 54,230 \text{ (円/m}^3\text{)}
 \end{aligned}$$

※積算単価は、有効数字 4 桁、5 桁目以降切り上げ。

凡例



・・・週休 2 日の補正後の値

6. 間接工事費における週休2日の補正の計算

週休2日を実施する工事において、間接工事費（共通仮設費率及び現場管理費率）に対して補正を行う

（1）共通仮設費率

週休2日の補正の種類により、共通仮設費率に乗じる週休2日の補正係数は以下となる。

補正時の共通仮設費率計算式は以下の計算式となる。

①共通仮設費率（補正前）

①は現行積算基準に基づいて共通仮設費対象額によって算出された率

共通仮設費率（補正前）の式

$$K_r = A \cdot P^b$$

K_r ：共通仮設費率（%）（小数点第3位四捨五入2位止め）

P ：共通仮設費対象額 A, b ：工種毎に決まる係数

②共通仮設費率（補正後）

除雪補正共通仮設費率 = ①共通仮設費率（補正前）×除雪工事補正係数

施工地域補正共通仮設費率 = ①共通仮設費率（補正前）×施工地域補正係数

②共通仮設費率（補正後） = （除雪補正共通仮設費率
+ 施工地域補正共通仮設費率
－ ①共通仮設費率（補正前））×ICT 施工補正係数
※小数点第3位四捨五入2位止め

③共通仮設費率（被災地及び週休2日の補正後）

③共通仮設費率（被災地及び週休2日の補正後） = ②共通仮設費率（補正後）
×被災地補正係数
×週休2日の補正係数

※小数点第3位四捨五入2位止め

【補足説明】

- ・③において被災地補正係数及び週休2日の補正係数は補正を行わない場合は、どちらも補正係数「1」として計算する。

(2) 現場管理費

週休 2 日の補正の種類により、現場管理費率に乘じる週休 2 日の補正係数は以下となる。

補正時の現場管理費率計算式は以下の計算式となる。

①現場管理費率（補正前）

①は現行積算基準に基づいて現場管理費対象額によって算出された率

現場管理費率（補正前）の式

$$J o = A \cdot N p^b$$

J o : 現場管理費率 (%) (小数点第 3 位四捨五入 2 位止め)

N p : 現場管理費対象額 A, b : 工種毎に決まる係数

②現場管理費率（補正後）

$$\begin{aligned} \text{②現場管理費率（補正後）} = & (\text{①現場管理費率（補正前）} \times \text{施工地域補正係数} \\ & + \text{※注 1（施工時期補正值} \\ & + \text{緊急工事補正值} \\ & + \text{熱中症補正值）} \\ & + \text{砂防・地すべり工事補正值}) \times \text{ICT 施工補正係数} \\ & \text{※小数点第 3 位四捨五入 2 位止め} \end{aligned}$$

※注 1

(施工時期補正值 + 緊急工事補正值 + 熱中症補正值) は最高 2%とする。

③現場管理費率（被災地及び週休 2 日の補正後）

$$\begin{aligned} \text{③現場管理費率（被災地及び週休 2 日の補正後）} = & \text{②現場管理費率（補正後）} \\ & \times \text{被災地補正係数} \\ & \times \text{週休 2 日の補正係数} \\ & \text{※小数点第 3 位四捨五入 2 位止め} \end{aligned}$$

【補足説明】

- ・③において被災地補正係数及び週休 2 日の補正係数は補正を行わない場合は、どちらも補正係数「1」として計算する。

以上